

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○○○
○○○

処 分 庁 函館市福祉事務所長

審査請求人が平成 30 年 3 月 13 日に提起した処分庁による生活保護法第 78 条に基づく費用の徴収処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分において、対象となる審査請求人に支弁した保護費のうち、母および知人 3 名ならびに○○銀行カードローンからの借入金に相当する 1,467,131 円の部分に係る処分を取り消し、その余については、理由がないことからこれを棄却する。

事案の概要

- 1 平成 24 年 2 月 24 日、処分庁は、審査請求人世帯に対し生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護を開始した。
- 2 処分庁は、市民からの情報提供を受け、審査請求人の金銭の使途状況を把握するために、金融機関に対して法第 29 条に基づく調査を実施し、その結果、平成 30 年 1 月、審査請求人名義の○○銀行、○○○銀行および○○銀行の口座に、平成 24 年 3 月から平成 30 年 1 月までの間で、総額 1,577,966 円の振り込み履歴があることを確認したが、いずれも収入申告のないものであった。
- 3 平成 30 年 1 月 31 日、処分庁は、当該振り込みについて審査請求人に事実関係を聴取し、このうち○○銀行の口座に振り込まれた 413,652 円は、○○銀行カードローンによる借入金、○○○銀行の口座に振り込まれた 1,079,000 円は母と知人 3 名からの借入金、また、○○銀行の口座に振り込まれた 85,314 円は自らが手掛けた○○の○○○使用料収入であることを確認した。
- 4 平成 30 年 2 月 1 日、同 1 月 31 日の申し立て内容に補足があるとして、審査請求人が処分庁に来所し、母親の携帯電話を審査請求人名義で契約しており、母からの借入金には、月々の携帯電話料金が含まれているとのこと。
そのため、母の携帯電話料金に相当する金額を不正受給として取り扱われることに納得がいかないとの申し出があった。
- 5 平成 30 年 2 月 16 日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、未申告分の収入のうち、○○○銀行に振り込まれた、母と知人 3 名からの借入金のうち、母が使用している審査請求人名義の携帯電話料金 15 か月分 25,521 円について

は、審査請求人が母に代わって携帯電話料金を支払っていたことから、審査請求人の収入とすることは不合理であるとし、収入認定の対象外とした。

さらに、平成24年3月に振り込まれた〇〇〇使用料4,099円については、保護費の算定根拠となる保護決定調書の文書保存年限が5年とされていることから、適用外とし、その分を除いた額を法第78条に基づく費用の徴収金とすることを決定した。

6 平成30年2月28日、処分庁は、未申告分の収入により生じた保護費の過払い分1,548,346円を徴収金とする法第78条に基づく費用の徴収処分（以下「本件処分」という。）を行った。

7 平成30年3月13日、審査請求人は函館市長に対し、本件処分の取り消しを求める審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 〇〇〇使用料収入について

審査請求人は、〇〇〇使用料収入について処分庁から説明を受けていないため、財産収入に該当することを知らず、不安定な就労による収入に該当すると判断し、この場合、月額15,000円までは収入認定されないことから、当該〇〇使用料収入が15,000円未満であったため収入申告義務がないと判断し、申告しなかった。

また、このような控除が無く、収入額がそのまま収入認定される扱いと事前に判っていたら始めから申告していた。と主張している。

(2) 母からの送金および母の携帯電話料金について

審査請求人は、母からの送金については、〇〇に住む母の携帯電話を審査請求人名義で契約しており、その携帯電話料金分に小遣いを含め送金されたものである。

しかし、その携帯電話料金分については、15か月分のみ収入認定の対象外とされているが、5年分対象外とするべきである。

携帯電話会社では、15か月分のみ料金支払いの証明書しか発行できないが、携帯電話を使用していた事実を証明することで、基本料金分だけでも収入認定の対象外とするべきである。と主張している。

(3) 〇〇〇銀行カードローンによる借入金について

審査請求人は、カードローンは上限が30万円であるにも関わらず、413,652円を収入認定し、徴収金額を決定していることから誤っている。と主張している。

以上のことから、1,548,346円を徴収金とする法第78条に基づく費用の徴収処分は取り消されるべきである。と主張している。

2 処分庁の主張

(1) ○○○使用料収入について

生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8-3-(2)-ウにおいて財産収入として認定していることからその実際の収入額を認定することは妥当である。と主張している。

(2) 母の携帯電話料金について

○○株式会社が発行した、「電話料金等ご利用料金証明書」は過去15か月分のみの証明であり、それ以前の部分も収入認定の対象から外すことは、支払ったという事実を挙証するものがないため認められない。と主張している。

(3) ○○○銀行カードローンについて

審査請求人の○○○銀行口座の入金履歴からすべてを本人の収入として認定することは妥当である。と主張している。

(4) 審査請求人への説明状況やそれに対する審査請求人の理解について

平成24年2月24日に提出された、生活保護法による保護申請書の保護の開始を必要とする理由の欄に「少しでも○で稼いで保護費に回す」との記載があり、収入があった際には福祉事務所長への申告義務が課せられていることを理解していたと考えられる。

また、平成24年3月13日には、函館市福祉事務所職員から書面にて法第61条に基づく収入の申告についての説明を受け、自分の世帯の収入について福祉事務所長に申告する義務があることを理解し、署名、捺印をしている。

当該書面中には、「不実の申告があった場合は、法第78条に基づき、得た収入の全額を徴収されるものであること、不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること」について記載されており、収入申告義務について理解したうえで、長期間にわたって入金があったにも係わらず、申告をしていないことは、審査請求人が申告義務を果たしておらず、「不実の申請、不正な手段により保護を受けていない」とは言えない。と主張している。

以上のことから、審査請求人が故意に収入申告を怠っていると認められるものであり、本件処分は適法かつ正当なものであることから、審査請求人の主張には理由がなく、本件審査請求の棄却を求める。と主張している。

理 由

1 本件処分に係る法令、通知等について

(1) 保護費と収入について

法第4条第1項には、保護の補足性として「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされ、法第8条第1項には、保護の基準及び程度の原則として「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定されている。

すなわち、要保護者に収入が存する場合には、要保護者の最低生活費と収入とを比較し、要保護者の収入が最低生活費に満たないときに保護が適用され、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されるものである。

(2) 収入申告義務と費用徴収について

ア 法第28条および第29条において、保護実施機関には積極的な調査権限が付与されているが、併せて、法第61条において、被保護者は、収入、支出その他の生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

イ 法第63条によれば、資力があるにもかかわらず保護を受けたときは保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

ウ 法第78条第1項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部をその者から徴収するとされている。ここでいう不実とは、積極的に虚構の事実を構成することはもちろん、消極的に事実を隠蔽することも含まれる。

エ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）において、法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない状況にある要保護者に対して保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図るために、当該被保護者に返還を求めるものであり、被保護者の作為又は不作為により保護の実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではない。

被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについて、やむを得ない理由が認められるときや、保護の実施機関及び被保護者が、予想しなかったような収入が事後になって判明したとき等は法第63条の適用が妥当であるが、法第78条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものとし、当該基準に該当すると判断される場合は、法第78条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこととしている。

- ① 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなか

ったとき

- ② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
- ③ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき
- ④ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であると判明したとき

また、本課長通知において、法第 78 条の適用に当たって最も留意すべき点は、被保護者等に不当又は不正に受給しようとする意思があったことについての立証の可否であり、立証を困難にしているものの原因は、被保護世帯に対する収入申告の義務についての説明が保護の実施機関によって十分になされていない、あるいは説明を行ったとしても当該被保護世帯が理解したことについて、事後になってケース記録等によっても確認できないといったこと等にあると考えられる。このような事態を未然に防止し、法第 78 条の適用を厳格に実施するためにも、収入申告の義務の説明をしたこと及びその内容を理解していることを、保護の実施機関と被保護世帯との間で明確にすることが必要であるとしている。

2 争点

- (1) 未申告である〇〇〇使用料、母および知人からの送金、カードローンは、収入認定の対象であり、法第 61 条に基づく申告義務の対象であるか。

法における保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、その被保護者の金銭または物品で満たすことのできない不足分を補う程度において保護を行うものであり、最低限度の生活需要を満たすのに十分であって、かつ、これを超えないものでなければならない。

したがって、法第 4 条第 1 項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」および法第 8 条第 1 項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解される。

法では「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」および「その者の金銭又は物品」について特に限定をしていない。

そこで、本件処分認定した〇〇〇使用料、母および知人からの送金、カードローンについては、いずれも収入によって、審査請求人の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するものであるから、収入認定の対象であり、収入に変動があったものであるから法第 61 条に基づく申告義務の対象である。

- (2) 〇〇〇使用料収入を収入申告書に記載しなかったことが、「不実の申請その他不正な手段」にあたるか。

法第 61 条の申告義務については、被保護者が収入の種類や控除対象となる経費、収入認定となりうるか否かを検討判断して、申告するものではなく、収入、支出その他生計の状況について変動があったときにその旨を申告しなければならないものである。

本件の場合、審査請求人は、〇〇〇使用料が 3 か月に一度、15,000 円を上回らない金額で本人口座に振り込まれているものであることから、次官通知「臨時的な報酬の性質を有する少額の金銭その他少額かつ不安定な稼働収入がある場合で、その額が月額 1 万 5 千円をこえるときは、そのこえる額を収入として認定すること。」に該当し、申告しても、控除で 0 円となり、法第 61 条の申告義務に該当しないと判断したものである。

しかし、〇〇〇使用料は、財産収入にあたり稼働収入のような基礎控除をすることなく、収入として認定される性質のものである。

処分庁は、毎年、年 1 回の収入申告書の提出を求めており、審査請求人が稼働による収入と判断していたとしても、収入申告書欄の働いて得た収入欄で申告された経緯はない。

また、平成 24 年 3 月 13 日に審査請求人が署名捺印し提出した書面、「生活保護法第 61 条に基づく収入の申告について（確認）」の中で、世帯全体の収入に変動があった場合、すみやかに福祉事務所に申告すること、また、不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があることが明記されており、その説明を受け、理解した旨の署名捺印がされている。

以上のことから、審査請求人は、稼働による収入を申告する義務については理解したうえで、処分庁職員に何ら相談・確認をすることなく、自己で誤った判断をし、少額であるという事実のみで、長期にわたって収入が無い旨の申告を行っていたことから、不実の申請にあたる。

- (3) 母からの送金について、母の携帯電話料金を 15 か月分のみ収入認定から除外した処分庁の決定は妥当か。

母の携帯電話料金については、審査請求人が〇〇から取り寄せた平成 28 年 10 月分から平成 29 年 12 月分の 15 か月間の料金を証明する書類をもって、処分庁は収入認定の対象から除外したものであるが、平成 28 年 9 月以前のものについては、料金額や審査請求人が支払ったことを挙証する資料は無いことから、過去 5 年分を収入認定の対象から除外すべきとの審査請求人の主張には根拠がない。

以上のことから、処分庁が行った当該額の決定は妥当である。

なお、母からの送金について、平成 30 年 1 月 31 日、処分庁職員が未申告収入金について、審査請求人に事情聴取を行った際に、審査請求人は、他の知人 3 名からの送金も含め、借入金である旨の説明をしているが、平成 30 年 3 月 13 日に提出された審査請求書においては、母からの送金は、母の携帯電話料金と小遣いを含めて送金された旨記載しており、審査請求人の主張は、贈与された金銭か、借入金か、齟齬が生じている。

母から送金された金額のうち、母の携帯電話料金分を除く金額分および知人3名からの送金は、「仕送り」に準ずるものと解する余地が無いわけではないところであるが、平成30年6月1日に審理員が、行政不服審査法第37条第1項に基づく意見聴取を実施した際に質問し、借入金である旨の回答を得て確認をしており、他にこれを否定する資料もないことから借入金であると認めざるを得ない。

- (4) ○○○銀行カードローンによる借入金の金額を借入上限額の30万円を超えて、413,652円を収入認定したことは妥当か。

処分庁は、法第29条に基づき金融機関に対して預貯金調査を実施した結果、平成30年1月23日付けで○○○銀行事務センターからの回答により当該借入金が判明した。

当該借入金は、平成29年10月15日から平成30年1月3日までカードローンにより、合計413,652円が審査請求人口座に入金されていた。

当該カードローンは上限額が30万円であることから、この間一部返済を行っていたものと考えられるが、借り入れの都度活用可能な資産は増加していることから、借入残高のみを収入として認定するものではなく、審査請求人口座の入金総額を収入として認定した処分庁の決定は妥当である。

- (5) 母、知人3名およびカードローンによる借入金を収入申告しなかったことが法第78条の「不実の申請その他不正な手段」に該当するか。

審査請求人は、母からの送金分のうち、母の携帯電話料金を除く借入金、知人3名からの借入金、およびカードローンによる借入金自体について本件処分を実施したことについては、不服を主張していない。

しかし、本件処分は、これら収入についても、○○○使用料収入と一括で法第78条の徴収決定を行っていることから、その妥当性を検討する。

審査請求人が、借入金を申告していなかったことに争いはないが、法第78条の要件として「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者」と規定しており、法第61条の申告義務違反の事実があったのみでは、要件に該当するとはいえない。

したがって、本件処分における法第78条適用の妥当性を検討するにあたっては、審査請求人が「不実の申請をしたのか」すなわち「借入金が収入申告義務の対象であることを理解していたと認められるか」が問題となる。

この点、課長通知において、法第78条の適用の前提となる収入申告義務の説明として何をすべきかを具体的に示しており、本件においても、これら通知に照らして、収入申告義務の説明が十分になされ、審査請求人が借入金の申告義務を理解していたと認められるかを判断するのが適当である。

そこで本件について検討してみると、処分庁は審査請求人に対して「生活保護受給中のみなさまへ」や、「法第61条に基づく収入の申告について（確認）」等を手渡し、借入金の申告義務を説明していると主張するが、これらの書類には収入の届出義務についての記載や、届出すべき収入の種

類として年金や仕送り，アルバイト収入などの記載はあるものの，借入金が収入認定の対象になることについての説明が記載されておらず，また，被保護者から毎年提出される収入申告書にも借入金についての説明や記載欄が設けられていない。

また，これまでのケース記録の中には，審査請求人に対して，借入金の申告義務の説明を行った旨の記載がなく，その他説明を行ったことを挙証する資料もない。

このような中で，〇〇〇銀行のカードローンから上限の30万円を超えて審査請求人口座に入金されていることから，借入金の一部を借入金の返済に充てたことが推察されるほか，残りの借入金についても，これまでの審査請求人の証言から，本人は借入金として認識していたため，将来の返済を予見しており事実上，活用可能な資産が増加した認識がないことも想定され，処分庁から借入金の申告義務について明確に記載した文書の提示がない中で，借入金を収入として申告しなければならないと認識していなかった点は否定できない。

したがって，本件借入金については，法第78条の「不実の申請その他不正な手段」があったとまではいえない。

(6) まとめ

以上のことから，〇〇〇使用料に対する法78条による徴収決定処分および母の携帯電話料金の金額の認定ならびにカードローンによる借入金の金額の認定については，処分庁の決定が妥当であり，違法・不当ではない。

一方，母および知人3名ならびにカードローンの借入金については，収入認定の対象であり，法第61条に基づく収入申告義務の対象であるものの，審査請求人が借入金について申告しなかったことは，法第78条に規定する「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたとまではいえず，本件処分は違法であり，取り消されるべきである。

3 結論

本件審査請求には，一部に理由があることから，行政不服審査法第45条第2項および第46条第1項の規定により，主文のとおり裁決する。

平成30年11月27日

審査庁 函館市長 工藤 壽樹

(教示)

- 1 この裁決に不服がある場合には，この裁決があったことを知った日から起算して1か月以内に，北海道知事に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については，上記1の再審査請求のほか，この裁決があったことを

知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（訴訟において函館市を代表するものは函館市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（訴訟において函館市を代表するものは函館市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすることまたは裁決の取消しの訴えもしくは処分取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすることまたは裁決の取消しの訴えもしくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。